### 研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 元 年 6 月 1 3 日現在

機関番号: 33902

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2016~2018

課題番号: 16K03027

研究課題名(和文)中世軍学書の形成と継承 - 聖教の俗人への伝授とその実態 -

研究課題名(英文)The evolution and succession of 'text on martial strategy ' in medieval Japan: Focusing on the instruction of sacred books to laypeople and its actual status

# 研究代表者

福島 金治 (FUKUSHIMA, KANEHARU)

愛知学院大学・文学部・教授

研究者番号:70319177

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文):中世の兵法書はどのような場で生まれ、どのような人的ネットワークを媒介に継承されたのか。その内容を、1)密教聖教に類する兵法書の発掘・紹介、2)宗教者から俗人への伝授の様態、3)兵法書の内容とその性格、の3点に焦点をあてて考察した。対象としたのは、島津家文書の兵法書群と肥後国相良氏の菩提寺である人吉願成寺伝来のものを中心とした。前者では、兵法書の師資相承による伝授を中心に考察し、兵法書が密教僧から俗人へ伝授されて島津家家中を維持する装置となったことの意味、また、後者では当主の相良義婦の所持本「仏説弓法陀羅尼経」を紹介して兵法書が大名権力を内在的にささえる意味をもっていたこ とを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義 これまでの中世兵法書に関する研究は、1)近世の兵法流派の一流、もしくは前史、2)「兵法秘術一巻之 これまでの中世兵法書に関する研究は、「)近世の兵法流派の一流、もしくは則史、2)「兵法秘術一巻之書」等の呪術的性格とその伝来、3)大名権力の権威の称揚の基盤、などが注目されてきた。今回の研究は、密教・修験道の聖教に類する兵法書を発掘し、中世社会ではたした意味を検討した。これにより、中世に成立した兵法書の性格を明確にし、兵法書が密教僧・修験者の影響下で形成され俗人に伝授されることで軍配者の知識・技能となり、大名権力の地位を論理的に説明すものであったことを指摘した。この点は以前の研究ではあまり検討されてこなかった。大名権力を思想的に補完する兵法書は、中世後期の国家論の検証にもつながるだろう。

研究成果の概要(英文): Under what circumstances was a 'text on martial strategy' formed in medieval Japan? And through what kind of human network was it passed down as traditional text? To answer these questions, research has been done about the following three items using the documents in Shimadzu and Ganjo-ji temple, the Sagara family's temple.1) The discovery and introduction of the text which looks like the sacred teaching of esoteric Buddihism.2) The secret style of the initiation to laypeople by a master.3) The character and content of the medieval text. Through this examination, clarification was made as to the initiation style of the text taken by a master to teach laypeople at a secret religious ceremony. Moreover, the accumulated sacred text became the support systtem of Daimyo family for his ruling of retainers and the people of his domain. Also as seen in the case of Bussetsu-kyuho- daranikyo, possessed by Sagara Yoshihi, the "text on martial strategy" helped daimyo maintain their ruling power

研究分野:日本中世史

キーワード: 兵法書 島津家文書 人吉願成寺文書 密教 修験道 聖教

# 様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19(共通)

# 1.研究開始当初の背景

中世の兵法書といえば、『甲陽軍艦』などの近世初期成立の兵法書、また、『兵法秘術一巻書』 『訓閲集』といった張良伝授や源氏相伝といった歴史上の著名な人物に仮託された書物につい て検討されてきた。私は、島津家文書の兵法書や寺院の聖教類を調査するなかで、密教系・修 験系の秘儀伝授で伝わる兵法書があることに気づいた。これらの研究をすすめれば、聖教の調 査によって中世の多様な思想が確認されている研究を、大名や国人の支配の理念の形成などを 明らかにできる方法に活用できるのではないかと考えた。

# 2. 研究の目的

中世の兵法書がどのようなものであるか。これについては、石岡久夫『諸流兵法(上) 日本兵法全集6』(人物往来社、1967年)に収録される古流・上泉流のものなどが知られている。ただし、甲州流・北条流・上杉流といった戦国大名由来の分類に兵法書がおさまって編集される中で、密教聖教類に類似するこれらの兵法書は「諸流兵法」という形態で末端にすえられており、これまでさほど関心を呼ぶ素材ではなかった。そこで、聖教類にみられる多様な密教系兵法書を翻刻・紹介しつつ、その性格を明確にすることを目指した。

# 3.研究の方法

大枠で次の3点を眼目に調査・研究をすすめた。 島津家文書の兵法書群を伝授関係に注目して分類すること、また、相良氏の菩提寺である人吉願成寺の聖教群を調査して兵法書を発掘する。 兵法書伝授の人的ネットワークの性格を明らかにするために、師資相承の伝授関係とその流儀の法流を明らかにする。 重要な兵法書は翻刻して本文を紹介してその内容と性格に関して明確にする。

は科研申請以前の段階で、島津家文書の兵法書群について予備的調査を行っていたこと、また、島津家の兵法伝授の関係者が「坊津一乗院聖教類」に確認でき、その法流に人吉願成寺があることを確認していたことによる。 は密教の法流伝授は師資相承を基本にしており、兵法書においても同様であるからである。 は密教系兵法書の翻刻が進んでおらず、学会・一般にもさほど知られていず、まず周知することが重要と考えたからである。

## 4. 研究成果

(1)調査し史料を収集した文書群は以下の通りである。なお、 については 2016~18 年度に 毎回、行った。

島津家文書(東京大学史料編纂所)

願成寺文書(熊本県人吉市)

服部謙太郎氏所蔵「三略」(慶応大学附属斯道文庫)

「三略」等の諸本(国文学研究資料館)

宝生寺文書(横浜市)

鹿児島県立図書館

鹿児島大学図書館玉里文庫

その他 『山梨県史』『信濃史料』『大分県史料』等の活字本に収録された史料にみえる兵法関係記事。

# (2)「中世日本の兵法書の性格と特質」

以下、本科研、およびそれにいたる準備段階で確認した内容について、その概要を示しておきたい。

中世日本の兵法書の系統・分類

日本伝来の中世成立の兵法書をみた場合、属性・内容から次の4類におおまかに分類できるのではないかと思われる。

# (a) 漢籍に系譜をおくもの

『三略』などの中国から輸入された漢籍をベースにしたもの。これには清原家など中世の儒学を継承した家の注釈、中世人が自身で経験的に確認したことを『三略』などをベースに語るものがみられる。前者が文献の忠実な解釈、後者が経験的事実を漢籍の言葉をかりて語るといったものである。後者の叙述は服部謙太郎氏所蔵「三略」がその一つの典型であり、『甲陽軍鑑』における『三略』の引用にはこうした要素も認められる。

(b)古代・中世の著名な兵法家や知識人を著者などに仮託したもの

中国における張良、日本における大江匡房・吉備真備らを起源として、その後、源義家・源義経・源頼朝らに伝授されたものと標榜される兵法書である。具体的には、『兵法秘術一巻之書』や『訓閲集』といったものがこれにあたる。『兵法秘術一巻之書』は南北朝期には成立しており、『訓閲集』はこれと相連関していた。先述した石岡久夫氏の分類に従えば、古流・上泉流に分類された兵法書がこれに入る。島津家の兵法書の伝授関係でみると、密教僧・修験を媒介に伝授されている点は注意するべきであろう。

## (c)密教・修験系の兵法書

今回の科研で精力を注して収集・検討したのがこの分野の兵法書である。密教・修験道の師資相承による伝授と同様の作法で伝授された点に特徴がある。島津家の兵法書群は唐流・大唐

流と呼ばれており、島津氏の信仰の核の一つであった坊津一乗院・花尾平等王院・鹿児島大乗院等の真言寺院の僧が伝授者となって島津氏家臣の俗人に伝授され、やがて、その後は俗人間で伝授されていった。その内容は、『刑罰治国慮理撫民武用記』といった大名の家督の地位を論理的に補完するもの、また、一結として複数のそれぞれ部類分けされた兵法書を一まとまりにしたものがある。これを密教の聖教類と比較すると、前者は仏教の理念を論理的に示す教相書、後者は密教儀礼の作法を示した次第の一結にきわめて類似する。伝授の形態が師資相承であった点も密教的であり、また、伝授されたものは島津氏の軍師で多くの場合が修験者であった点が注目される。この点で、(c)は(b)と内容的にも伝授関係でも相関連するのであり、(b)(c)の教理的連関や伝授でのセット関係などを考えることも重要であると考えている。

また、今回、調査した願成寺所蔵の相良義陽所持本『仏説弓法陀羅尼経』は釈迦の説いた経典に仮託した兵法書であり、関東由来のものであった。内容は、当主が弓矢を取って戦うのは正義の実現であり、世間の悪習を除去する行為であると説く点にある。この書物については、2018 年度に本文を紹介しておいたが、戦国大名の家訓として著名な「朝倉英林壁書」の第 16条のある高僧が英林に説いた主人の要件の記載と末尾の家中への伝言内容と近似するものであると考えている。関連して、島津家文書中の『刑罰治国慮理撫民武用記』は 15世紀後期に薩摩国冠嶽山鎮国寺の僧から島津氏家臣に伝授されたものであり、家督の地位を密教的教養から説明するものであった。これも、2019 年度に全文を紹介する予定である。

これらの密教・修験系兵法書の発見と並んで、横浜宝生寺文書・多治見長福寺文書でも兵法書を確認することができた。これまで全国で行われてきた密教聖教の調査の成果を目録類で参照し、可能性のある聖教類をいくつもの事例を追加できるのではないかと考えている。今後、その調査対象を拡大していきたい。

# (d)在来信仰と関連する可能性のある兵法書

「弓矢之本地」といったタイプの兵法書がある。例えば、福島邦夫「対馬法者の祭文」(『長崎大学教養部紀要 人文科学篇』三三、一九九三年)に紹介された「弓之本地」がその一例で災厄を払う儀礼書である。これらについては、自身の調査はまだ及んでおらず、弓道などの武芸との関連も含んでおり、上記の(a)(b)(c)との連関もつけられていないが、一応、第四のタイプが想定される可能性を含んでいるので、今後の研究のために掲げておく。

# 中世兵法書の伝授関係と内容の検討

兵法書に関する科研の前段階からの研究とその成果について述べておきたい。

# (a)中世兵法書の検討の前提 - 島津家文書の兵法書群について -

島津家伝来の兵法書の内容と伝来について分析し、唐流・大唐流の流儀が存在したこと、兵法書は島津家の家督相承により当主やそれに近い立場の者、また家中の指導層にあたる宿老層に伝授されていることを、まず指摘した。この関係は、室町・戦国期における島津氏家督の本宗家から相州家への移行と室町期本宗家に伝授されてきたことを意味するものである。そして、家督継承の要件には、島津家文書の相伝、太刀などの重宝類の相伝とならんで、兵法書の伝授・相伝があったことを確認し、本宗家から相州家への家督の移行に関わった家中の核をなす伊集院氏・村田氏らは本宗家から相州家への兵法書の相伝を媒介した者であった。老名・老中という中世の家産支配組織の核になるものが兵法書の相伝を媒介した者であった。老名・老中という中世の家産支配組織の核になるものが兵法書伝授の媒介者であり、彼らの有した兵法書が軍配者・川田義朗らに伝授されている点をみると、兵法書の伝授は家督継承、家中維持の装置の問題を解明するてがかりにもなると考えた(福島金治「戦国期における兵法書の伝授と密教僧・修験者」福島金治編『生活と文化の歴史学9 学芸と文芸』、竹林舎、2016年8月)。

## (b) 戦国期の領主の統治理念

領主の統治理念を、人吉相良氏の菩提寺願成寺伝来聖教中の『仏説弓法陀羅尼経』、島津家文書の兵法書に構成される『刑罰治国慮理撫民武用記』の二書を翻刻・紹介した。その大要を示せば以下の通りである。

# .『仏説弓法陀羅尼経』

『仏説弓法陀羅尼経』は、相良義陽の手沢本であり、その内容は密教的世界観に基づいた教相に対応する兵法書で、武者の持つ弓矢は金胎不二の関係になり、弓矢の使用は現世での正法を行う行為で敵を倒して衆生に安穏をもたらすという考えにもとづいている。この内容は領国経営の思想と相応するものであったと考えられる。その伝来をみると、本書は上総の寺院、鹿島神宮寺を媒介に相良氏に伝来しており、願成寺の僧が真言僧で修験の行者という両面をもち全国的な僧のネットワークの上で活動していたことを示していよう。

本書の成立が東国とみられることから考えると、東国からの伝授関係は戦国期の東国と九州の密教僧のネットワークの解明の問題と関わる。さらに、東国由来であることから考えると、今後、東国寺院でも同種の兵法書を確認できる可能性を示した点で、その発掘・紹介は一定の意味があったと考えている(福島金治「中世後期南九州の兵法書の性格とその受容形態」『愛知学院大学文学部紀要』48、2019年3月)。

# .『刑罰治国慮理撫民武用記』

『刑罰治国慮理撫民武用記』は、文明 17 (1485)年に村田経通が薩摩国冠岳山鎮国寺頂峯院住持歓久の本を書写して伝来したもの、また、近世初期の川上久国本が知られる。本来は上下二巻であったと想定されるが、現在は上巻のみである。ただし、全体の内容は上巻に編目があり、これによって全体の構成が知られる。黄石公の伝授書とされるが、文中に「慈」を「ミカ

タ」という方言に近い訓で叙述するなど南九州方面での制作をうかがわせるものである。タイトルは「刑罰を正当に科して国を治め、ものごとの道理を考えて民をいつくしむ、そのための武の用い方」という意味になる。内容は、摩利支天信仰を核にした密教系の兵法書であり、当主となるものの出生から家督となるについての条件・態度を釈迦の八相成道で説こうとしたものとみることができる。

本書書写の時期をみると、文明 16 年に伊作久逸と新納忠続との争いを機にはじまった内乱が翌文明 17 年 7 月に解決した時期にあたる。この乱で問われたのは当主である島津忠昌の立場であった。文明 18 年閏 11 月、島津忠昌が大隅守護代本田兼親に宛てた書状には「先年之一乱之事者、偏天魔之所為候之間、無申事候、然者改先非、皆々入見参候上者、更々以無遺恨之儀候」と述べていて、守護忠昌が自身の誤りを一族・家臣にわびることで収束した(旧記前二・一六四七)。当時の島津氏の守護権力は一族一揆体制によって維持されていた。そのため、家督の地位は庶家の合意抜きには成立しがたいものであった。一方、家督の地位も不安定なもので、それは母方の血縁などと関連していた。家督の立久・忠昌に対する呼称をみると、立久は文明5年の犬追物手組などに「殿立久」と表記される一方(旧記前二・一四八七等)、後継の忠昌は家督継承の時期の琉球国王からの書状に「梶原公」と記されるように、母の実家の名をとって呼ばれていた(旧記前二・一四八九)。立久の前代の忠国・持久の関係も含めて家督の正統性が問われていた時期であった。

こうしたなかで家督の地位の正統性を論理的に説明しようとする『刑罰治国慮理撫民武用記』の成立は、現実の政治動向に対応するものであったといえよう。それ故、その後に島津義弘の近臣川上久国も本書を所持していたことは、本書が島津氏家中で基本的な書と位置づけられていたことを意味しよう。また、その内容をみると家訓にみえる内容と共通する一面がうかがえる。この点から、戦国大名らの家訓などの背後にある教養をみることのできる素材として位置づけることも可能であろう(戦国期島津氏の兵法書『刑罰治国慮理撫民武用記』 - 翻刻と紹介- 『愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化』、34号、2019年9月刊行予定)。

上記の二書から考えられる今後の研究課題は、中世の兵法書は戦国期の家訓等の背景にある 理念等の解明につながるのではないかという点である。

# 中世兵法者の性格と近世における転換

島津家文書の兵法書の多くは、地取・勧請・陣形等に関わる技能の伝授に関する次第書の体裁をとっている。これらの書物の叙述形式が修法と真言種子・陀羅尼などを併記する形態であること、料紙が折紙・折本・巻子などの形式をとること、まとまりのある一群が「一結」と呼ばれること、伝授は師匠と弟子による師資相承の関係で行われ「血脈」として伝授関係が記されることからみて、密教・修験における事相書に位置づけられるものと考えられる。

具体的には、その核となる部分は大唐流・唐流の兵法書と、小笠原氏の系譜とされる『訓閲集』系の兵法書群と密接な関連をもっているとみられる。兵法の儀礼は修験道と深い関係のものが多く、軍師となった者は島津氏の老中伊集院忠朗、地頭河田義朗をはじめとする人物で、忠朗は忠平(義弘)等の島津氏当主一族にも伝授していた。主従関係にある忠平・忠朗の関係は、兵法書の伝授の師資相承関係では逆転するのである。島津氏家中において、密教僧・修験から伝授された兵法書が家中内で伝授を繰り返されることは、家督とその側近が兵法書の伝授者の総帥に近い立場にたった場合には同一の価値体系を共有するという側面をもっていたといえる。したがって、分国法などと相通ずる統治理念を発露した書物と位置づけることが可能となろう。

こうした書物を伝授されたものは、戦国期には合戦等を主導した。しかし、戦国の終焉とともに密教僧・修験者がになった中世風の兵法書は、主流からはずれたものになった。近世社会では『訓閲集』の内容が付加・改変されたものや、別系に属するものが主流となり、中世の兵法書は忘れ去られたものとなっていく。こうした事態によって、兵法者は別の役割を果たすようになっていく。

島津家中での兵法者の変化の具体的事例は、石坂牛之助久朗にみることができる。伝統的な兵法者だった石坂牛之助は近世になると火伏神として在地で信仰され、その拠点の場は火難除けの御札を賦る場にかわった。このことは、兵法書が含まれる聖教の構成からその転換の見通しをつけることができる。密教・修験の本来の一結の聖教には、火伏とともに合戦の護符も一括されていた。兵法と火伏は密教・修験に基礎をおく聖教において近い存在と認識されていたのである。しかし、合戦の停止が一般的状況になった近世では、兵法に関わる部分の聖教は利用において後景に遠のき、一結に含まれていた火伏の護符に関するマニュアルが普段の日常の中で選びとられたのである。右の変化は、まさに在地社会の需要の変容に応じてたどった変化であったと考えられよう(福島金治「中世後期南九州の兵法書の性格とその受容形態」『愛知学院大学文学部紀要』48、2019年3月)。

近世における「兵法書」とよばれた修験系聖教の構成をみると、出産・病気・災害除けなど 各種の用途に対応する修法ごとに護符と陀羅尼などの作法書が作成され、まとまった形で里修 験などに伝授されていた点をすでに確認している。これについては、今後、翻刻・内容紹介を 行いながら検討したいと考えている。一方、島津光久代の兵法書の大成が、大唐流・唐流とい った中世兵法書の事相的内容を示すものを直接に継承したものなのか、またはそれを改変した ものなのか、については未だ検討を行っておらず、唐流・大唐流などの島津氏の中世の兵法書 の系譜とは別系に属するか否かの問題も含めて今後の課題としたい。

以上の3点が、現時点での中世兵法書に関する自身の到達地点である。

# 5. 主な発表論文等

# [雑誌論文](計 2 件)

福島金治、中世後期南九州の兵法書の性格とその受容形態、愛知学院大学文学部紀要、査 読無、48 号、2019、27~42

福島金治、戦国期島津氏の兵法書『刑罰治国慮理撫民武用記』 - 翻刻と紹介 - 、愛知学院 大学人間文化研究所紀要 人間文化、査読無、34 号、2019 年 9 月刊行予定

# [学会発表](計 5 件)

福島金治、中世日本の兵法書の特質について、国際シンポジウム「中日古代兵学:思想・歴史・文学の総合的アプローチ」、2018年12月8日、中国広州・曁南大学石牌キャンパス福島金治、中世後期における地方暦と地域社会、新陰陽道叢書執筆者研究交流会、2018年3月25日、愛知学院大学

福島金治、密教聖教と兵法書の間 - 肥後人吉願成寺の聖教 - 、第 30 回斯道文庫講演会、2017 年 11 月 17 日、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫

福島金治、戦国時代の都城の兵法書と地方暦、都城島津伝承館企画展「暮らしのなかの祈りとまつり」講演会、2017年8月27日、都城市ウェルネス交流プラザ

福島金治、中世日本の兵法書、愛知学院大学文学部歴史学科土曜セミナー・歴史学の礎、2016年10月8日、愛知学院大学

# [図書](計 0 件)

# 〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称: 発明者: 権類: 種類: 番号: 出内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取内外の別:

# 〔その他〕

ホームページ等

https://aris.agu.ac.jp/aiguhp/KgApp?kyoinId=ymksgeykggy

# 6.研究組織

# (1)研究分担者

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。